

利根町議会条例第1号

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり改正する。

令和8年3月3日提出

利根町議会議長 大越 勇 一

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減及び町費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改めたいので提案する。

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(平成2年利根町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の規定により支給する____旅行の旅費の額は、____ <u>利根町特別職の職員で常勤のもの</u>の給与及び旅費に関する条例(令和3年利根町条例第19号。以下「利根町特別職給与等条例」という。)の例による。</p> <p><u>3</u> (略)</p> | <p>(費用弁償) 第3条 (略) 2 前項の規定により支給する<u>内国旅行の旅費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、議長に支給する内国旅行の旅費の額は、利根町特別職の職員で常勤のもの</u>の給与及び旅費に関する条例(令和3年利根町条例第19号。以下「利根町特別職給与等条例」という。)の例による。 <u>(1) 車賃(1kmにつき) 35円</u> <u>(2) 日当(1日につき) 2,500円</u> <u>(3) 宿泊料(1夜につき) 12,000円</u> <u>(4) 食卓料(1夜につき) 2,500円</u> <u>(5) 前各号以外の旅費の額は、一般職の職員で6級の職にあるもの</u>の例による。 3 第1項の規定により支給する<u>外国旅行の旅費の額は、利根町特別職給与等条例の例による。</u> <u>4</u> (略)</p> |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。